地球社会共生学部の留学制度についての注意事項(2019年度入学者用)

当学部の受験・入学をお考えの受験生・保護者の方は、必ず以下の内容をご確認ください。

- 1. 本学部を卒業するためには、原則として半期の学部留学*を行う必要があります。 *学部留学として認定されるのは、「学部間協定留学」あるいは「大学間協定留学」による アジア地域の大学への半期以上の留学です。「学部間協定留学」とは、地球社会共生学部が 協定を結んだ大学(学部)への留学で、2018年6月現在で、タイとマレーシアの8大学と 協定を結んでいます。「大学間協定留学」とは、青山学院大学が協定を結んだ大学への留学 です。地球社会共生学部の学生だけではなく、全学部の学生が応募することができ、その中 から候補者が選抜されます。大学間協定留学の詳細は、本学の HP(「青学から海外へ>協 定校留学」http://web.iec.aoyama.ac.jp/studyabroad/exchange)をご参照ください。
- 2. 本学部の学生は、下記の条件を満たした場合に学部間協定留学に応募することができます。大学間協定留学の条件については上述の URL をご参照ください。
 - 出願直前の学期の GPA (履修登録科目 1 単位あたりの評点平均値) が 1.5 以上であること (ただし、1 年終了時に留学先指定の GPA 基準を下回ってしまった場合は留学取消となる場合があります)
 - 入学後、留学出願時までに IELTS Overall Band Score 5.0 以上を取得していること
 - 留学に必要な科目の単位を取得していること
 - 2年次へ進級する要件**を満たしていること
 - **進級の要件は、1年次に20単位以上取得すること、必修の英語科目を6単位以上取得すること、IELTS 試験を受験し、オーバーオール・バンド・スコアが記載されたIELTS 公式の成績証明書を提出すること。
- 3. 学部間協定留学は原則として2年次後期に実施されますが、上述の条件が満たせなかったなどの理由で、3年次後期以降の派遣となる場合があります。
- 4. 本学部を卒業するためには学部留学を行う必要がありますが、心身の状態により安全な留学が困難な場合などやむを得ない事情があり、それを学部が承認した場合は、国内の代替科目を履修することができます。代替科目に合格した場合は、卒業することが可能になります。
- 5. 学部間協定留学のためには以下の条件を順守してください。大学間協定留学については 前述の URL をご参照ください。
 - 渡航費、保険費、ビザ申請費、生活費等、留学にかかる経費は学生が負担すること。 ただし、現地の寮費の一部(原則二人1部屋。部屋代のみ)は原則として学部から 補助される。
 - 留学時期は本学部が指定し、個人の事情では変更できない。学生は本学部指定の航空便で渡航及び帰国することとなる。

- 留学期間中は留学先国に滞在すること。第三国への出入国及び日本への一時帰国は、 危機管理を目的とした緊急避難等の非常時を除き原則として認めない。
- 留学先では学部が指定した居室(原則二人1部屋)に滞在すること。
- その他、留学に関することは学部の指示に従うこと。
- 学部の指示に従わない場合は留学が取り消し、あるいは強制帰国となることがある。
- 6. これらの注意事項は2018年6月時点のものであり、今後変更となることがあります。
- 7. ご不明な点等ございましたら、学務課 地球社会共生学部担当 (TEL:042-759-6050) までお問い合わせください。

以上